

宇情審答申第35号  
令和2年3月30日

宇治市長 山本 正 様

宇治市情報公開審査会  
会長 片桐 直人

宇治市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年11月25日付け、元宇水下建第133号により諮問のありました  
下記の件について、次のとおり答申します。

#### 記

公文書非公開決定（公開請求に係る公文書の内容：工事番号渠般30-1伊勢田関連面整備（大納言その2）管渠建設工事の建物調査（事前調査）の全ての資料（1）物件所在地：京都府宇治市安田町大納言24 所有者氏名：○○○  
○（2）物件所在地：京都府宇治市安田町大納言23 所有者氏名：△△△△）  
に係る審査請求についての諮問

## 答 申

### 第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定を取り消し、別表1及び別表2の「非公開とすべき部分」欄に掲げる部分を除き公開すべきである。

### 第2 審査請求の経過

#### 1 公文書公開請求書の提出及びその受理

令和元年8月30日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「工事番号渠般30-1伊勢田関連面整備（大納言その2）管渠建設工事の建物調査（事前調査）の全ての資料（1）物件所在地：京都府宇治市安田町大納言24 所有者氏名：〇〇〇〇（2）物件所在地：京都府宇治市安田町大納言23 所有者氏名：△△△△」（以下「本件請求」という。）を請求の内容とする公文書公開請求書を提出した。

実施機関は、同年9月2日付けでこれを受理した。

#### 2 実施機関の決定及び審査請求人への通知

令和元年9月30日、実施機関は、公開請求に係る文書が存在しているか否かを答えること自体が条例第6条第2号により保護しようとする「個人に関する情報」を明らかにすることとなるため、条例第10条に該当するとして公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

#### 3 審査請求

令和元年11月1日、審査請求人は、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求の趣旨

#### 1 審査請求の趣旨

条例第11条第2項の規定による公文書の非公開決定の取消しを求めるものである。

#### 2 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

公文書非公開決定処分の根拠は、条例第6条第2号とされているが、これは公文書非公開決定処分の理由とならない。公文書の公開請求を拒否する理由として、「本件請求については、個人に関する情報であり、当該情報は、条例第6条第2号に規定する通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであるため。」とされている。

公文書非公開決定処分は、次のとおり不当であり、本条例の解釈及び運用を誤って

いるものであるとして、取り消しを求めて審査請求を行う。

「個人に関する情報……であって特定の個人を識別することができるもの……のうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」（条例第6条第2号柱書）であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である場合には、実施機関は、当該情報が記載された公文書について公開しなければならない（同号イ）。

本件請求は、伊勢田関連面整備（大納言その2）管渠建設工事に際して宇治市が行った事前調査の結果を内容とする。公共工事では通常、行政機関の事前調査と工事実施者の事後調査の結果を照らし合わせる方法で、同工事による工事現場周辺建物への損傷の有無を判断するため、本件請求は当該判断に必要不可欠な情報である。しかも、本件請求の対象の物件所有者である〇〇〇〇及び△△△△からは、同物件の安全性を確認する目的で本件請求を第三者に提供することを承諾する旨記載した承諾書が提出されているところである。したがって、同情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であり、本件請求は、条例第6条柱書により公開が義務づけられた公文書である。

#### 第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

本件請求の内容に個人の氏名が記載されていることから、公文書公開請求を受けた後、審査請求人に対して当該公文書が存在するか否かを答えると、「特定個人（〇〇氏・△△氏）が対象の建物を所有しているか否か」という情報（個人情報）を公開することになる。この情報（個人情報）は、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報（条例第6条第2号に規定する非公開情報）に該当するので当該公文書が存在するかどうか答えられず（条例第10条該当）非公開決定を行うことになることを伝え、請求内容について補正（個人の氏名を削除）することを提案したが、審査請求人は補正を行わず請求したものである。

以上のことから、本件決定については上記理由により、公開請求拒否による非公開決定としたものである。

#### 第5 当審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張の内容及び、本件決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

##### 1 本件請求に係る公文書について

公共工事に係る工事の施行による地盤変動等により建物等に損害等が生じるおそれがあると認められる場合、公共工事の着手に先立ち、対象となる家屋等の現況調査（以下「事前家屋調査」という。）が行われているが、本件請求に係る公文書は、工事番号渠般30-1伊勢田関連面整備（大納言その2）管渠建設工事に先立ち実施した事前

家屋調査に関するもので、家屋等調査表、傾斜測定表、外部損傷調査表、傾斜測定結果や外部損傷箇所を撮影した写真等である。

## 2 条例第10条本文該当性について

条例第10条本文は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

よって、本件請求に係る公文書が、宇治市に存在するか否かを答えると非公開情報を公開することとなるかを判断する。

- (1) 本件請求の対象は、工事番号渠般30-1伊勢田関連面整備（大納言その2）管渠建設工事の着手に先立ち実施した事前家屋調査のうち特定個人が所有する家屋等に関するものである。
- (2) 実施機関は、本件請求の内容に所有者の氏名が記載されていることから、当該公文書が存在するか否かを答えると、特定個人が対象の建物を所有しているか否かという情報を公開することになり、この情報は、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であることから条例第6条第2号に該当するので当該公文書が存在するかどうかも答えられないと主張する。

しかし、仮に特定個人が対象の建物を所有しているということであれば、建物の所有者が誰であるかという情報は登記簿に記載されていることから公の情報であり、条例第6条第2号に該当せず、条例第10条にも該当しない。

また、事前家屋調査において把握している個人の氏名は、建物の所有者、居住者、使用者又は管理者のいずれかの氏名であるが、本人からの申告に基づくものであるため、調査対象ごとに異なる。このため、公文書の有無を答えても、個人の情報（所有者である、居住者である、使用者である又は管理者である、のいずれか）を答えたことにはならず、すなわち、ただちに通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報を公開することにはならない。

したがって、条例第10条の規定に基づき公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否することは妥当ではない。

- (3) ただし、本件請求に係る公文書において条例第6条各号に規定する非公開情報が記載されているのであれば、当該部分については非公開とするべきであり、当審査会は本件請求に係る公文書を実際に見分し検討を行った。

## 3 条例第6条第2号本文該当性について

- (1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害

するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定しており、ただし書アからウまでに該当する場合のみ非公開情報から除外している。

- (2) 本件対象公文書は工事番号渠般30-1伊勢田関連面整備(大納言その2)管渠建設工事の着手に先立ち実施した事前家屋調査のうち物件所在地:宇治市安田町大納言24(以下「物件A」という。)及び物件所在地:宇治市安田町大納言23-1(以下「物件B」という。)に関するものである。

具体的には、a家屋等調査表、b家屋等調査承諾書、c誓約書、d1階平面図(外構図)、e傾斜測定表、f傾斜測定に係る写真及び測定結果等、g外部損傷調査表、h外部損傷調査に係る写真及び損傷状況等であり、このうち物件Aについてはaからhまでの公文書が、物件Bについてはa及びdからhまでの公文書が存在する。

- (3) (2)の公文書aからhまでには、以下の個人情報に記載されている。

ア「用途」「階数」「構造」「外壁」「屋根」「付帯設備」「築後年数」欄の内容、建築年月日、築後年数、「所有・居住・使用・管理」のいずれかを選択する箇所、「当該調査に伴うアンケート」の回答内容、損傷状況を撮影した外部写真番号、「事前調査」欄の測定結果、傾斜測定結果の写真及びその測定結果、「場所/損傷種類」欄に損傷種類が記載されている行の「名称/階数」「方位」「場所/損傷種類」「損傷状況」欄の内容、損害状況を撮影した写真とその損傷状況の測定結果等

イ個人の氏名、個人の印影、個人の電話番号、全景及び現況の写真のうち撮影画像の一部に個人の氏名が含まれている写真

ウ傾斜測定地点、全景及び現況に係る記載及び写真(撮影画像の一部に個人の氏名が含まれている写真を除く)

アについては、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。)のうち財産に関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため条例第6条第2号本文に該当する。

イについては、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもののうち公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため条例第6条第2号本文に該当する。

ウについては、「傾斜測定地点」は対象家屋の傾斜の有無に関わらず測定したものであることから、また、「全景及び現況に係る記載及び写真(撮影画像の一部に個人の氏名が含まれている写真を除く)」は近辺から誰もが視認することができる対象家屋の外観にすぎないことから、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないため公開すべきである。

以上のことから、公文書aからhまでについて、上記ア及びイに掲げる情報が記載されている部分については条例第6条第2号に該当する情報として非公開とすべきであるが、それ以外の部分については公開とすべきであり、公文書ごとに非公開とすべき部分を示すと別表1及び別表2のとおりとなる。

4 条例第6条第2号ただし書イ該当性について

条例第6条第2号本文に該当する情報であっても、同号ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するものである場合は非公開情報から除かれる。

審査請求人は、当該建物の石積みに多数の亀裂、損傷等が見られ、台風等の影響により石積みが崩落する可能性があり、石積みが崩落すれば敷地を利用する人や通行人等が怪我をする等、身体、生命に危害があるおそれがあることから同号ただし書イに該当すると主張している。しかし、当該おそれがあるかどうかは、現在の建物の状況を主たる要素として判断することが重要であると考えられ、過去の調査結果や過去に撮影された写真である本件文書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとまでは認められないことから、同号ただし書イには該当しない。

5 審査請求書に添付されている承諾書について

審査請求人は、同物件の安全性を確認する目的で、本件請求に係る公文書を第三者に提供することについて承諾する旨を記載した承諾書を、物件所有者である〇〇〇〇氏及び△△△△氏から入手したという。そして、その承諾書に基づき、所有者の承諾があるため公開すべきである、と審査請求人は主張している。

しかし、公文書の公開、非公開の判断において承諾書の有無の事実が影響を及ぼすことはない。

## 第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

### 本件審査請求の経過

年 月 日	経 過
平成 元年 8月30日	公文書公開請求
令和 元年 9月30日	公文書非公開決定
令和 元年11月 1日	公文書非公開決定に対する審査請求
令和 元年11月25日	情報公開審査会諮問（令和元年度第5回審査会）
令和 元年12月17日	実施機関から意見書收受（令和元年度第6回審査会）
	実施機関から意見聴取（令和元年度第6回審査会）
	審議（令和元年度第6回審査会）
令和 2年 1月 7日	審査請求人から意見聴取（令和元年度第7回審査会）
	審議（令和元年度第7回審査会）
令和 2年 2月 5日	審議（令和元年度第8回審査会）
令和 2年 3月30日	答申

別表1 (物件A)

公文書名	非公開とすべき部分	本文第5の当審査会の判断3(3)の該当項目※
a 家屋等調査表	「用途」「階数」「構造」「外壁」「屋根」「付帯設備」「築後年数」欄の内容	ア
	個人の氏名	イ
b 家屋等調査承諾書	建築年月日、築後年数、「所有・居住・使用・管理」のいずれかを選択する箇所	ア
	個人の氏名、個人の印影、個人の電話番号	イ
c 誓約書	「当該調査に伴うアンケート」の回答内容	ア
	個人の印影、個人の氏名	イ
d 1階平面図	損傷状況を撮影した外部写真番号	ア
e 傾斜測定表	「事前調査」欄の測定結果	ア
	個人の氏名	イ
f 傾斜測定に係る写真及び測定結果等	傾斜測定結果の写真及びその測定結果	ア
g 外部損傷調査表	「場所/損傷種類」欄に損傷種類が記載されている行の「名称/階数」「方位」「場所/損傷種類」「損傷状況」欄の内容	ア
	個人の氏名	イ
h 外部損傷調査に係る写真及び損傷状況等	損傷状況を撮影した写真とその損傷状況の測定結果等	ア
	全景及び現況の写真のうち撮影画像の一部に個人の氏名が含まれている写真	イ

※ア 個人の財産に関する情報 イ 個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報

別表2 (物件B)

公文書名	非公開とすべき部分	本文第5の当審査会の判断3(3)の該当項目※
a 家屋等調査表	「付帯設備」欄の内容	ア
	個人の氏名	イ
d 外構図	損傷状況を撮影した外部写真番号	ア
e 傾斜測定表	「事前調査」欄の測定結果	ア
	個人の氏	イ

f 傾斜測定に係る写真及び測定結果等	傾斜測定結果の写真及びその測定結果	ア
g 外部損傷調査表	「場所/損傷種類」欄に損傷種類が記載されている行の「名称/階数」「方位」「場所/損傷種類」「損傷状況」欄の内容	ア
	個人の氏名	イ
h 外部損傷調査に係る写真及び損傷状況等	損傷状況を撮影した写真とその損傷状況の測定結果等	ア
	全景及び現況の写真のうち撮影画像の一部に個人の氏が含まれている写真	イ

※ア 個人の財産に関する情報    イ 個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報